

公の営造物に係る国家賠償責任

(百選「Ⅱ-243」～「Ⅱ-249」)

問題 001

国家賠償法2条1項の営造物の設置または管理の瑕疵とは、営造物が通常有すべき安全性を欠いていることをいい、これに基づく国および公共団体の賠償責任については、その過失の存在を必要としない。

001 解答：妥当である。(Ⅱ-243)

問題 002

道路の通行の安全性の確保のための措置について、その費用の額が相当の多額にのぼり、費用負担者としてその予算に困却するであろうことが推察できるときは、それにより道路の管理の瑕疵について生じた損害に対する賠償責任を免れうる。

002 解答：誤り

安全性確保措置の費用が多額にのぼり、予算に困却するであろうことが推察できるが、それにより直ちに道路の管理の瑕疵によって生じた損害に対する賠償責任を免れうるものと考えすることはできないとした。(Ⅱ-243)

問題 003

道路中央付近に故障した自動車が87時間にわたって放置され、道路の安全性を著しく欠如する状態であったにもかかわらず、当時その管理事務を担当する土木出張所が、道路の安全性を保持するために必要とされる措置を全く講じていなかったという状況のもとにおいては、同出張所の道路管理に瑕疵があったというのほかなく、本件道路の管理費用を負担すべき県は、国家賠償法2条及び3条の規定に基づき、損害を賠償する責に任ずべきである。

003 解答：妥当である。(Ⅱ－244)

問題 004

道路の安全管理に瑕疵があるとされる場合において、費用負担者である県は、道路交通法上、警察官が道路における危険を防止すべきものとされていることを理由に、国家賠償法2条及び3条の規定に基づく損害賠償責任を免れうると解するのが相当である。

004 解答：誤り

道路交通法上、警察官が道路における危険を防止すべきものとされていることを理由に、県は国家賠償法2条及び3条の規定に基づく損害賠償責任を免れることはできないとした。(Ⅱ－244)

問題 005

河川は、本来自然発生的な公共用物であって、管理者による公用開始のための特別の行為を要することなく自然の状態において公共の用に供される物であるから、通常は当初から人工的に安全性を備えた物として設置され管理者の公用開始行為によって公共の用に供される道路その他の営造物とは性質を異にし、もともと洪水等の自然的原因による災害をもたらす危険性を内包しているものである。

005 解答：妥当である。(Ⅱ－245)

問題 006

河川の管理には、財政的・技術的・社会的制約のほか、道路の一時閉鎖のような簡易な危険回避手段もないという諸制約が内在するため、未改修河川又は改修の不十分な河川の安全性としては、右諸制約のもとで一般に施行されてきた治水事業による河川の改修、整備の過程に対応するいわば過渡的な安全性をもって足りるものとせざるをえない。

006 解答：妥当である。(Ⅱ－245)

問題 007

河川の管理についての瑕疵の有無は、過去に発生した水害の規模、改修を要する緊急性の有無等諸般の事情を総合的に考慮し、同種・同規模の河川の管理の一般水準及び社会通念に照らして是認しうる安全性を備えていると認められるかどうかを基準として判断する。

007 解答：妥当である。(Ⅱ－245)

問題 008

既に改修計画が定められ、これに基づいて現に改修中である河川については、右計画が全体として格別不合理なものと認められないときは、特段の事由が生じない限り、改修がいまだ行われていない部分があるとの一事をもって河川管理に瑕疵があるとすることはできない。

008 解答：妥当である。(Ⅱ－245)

問題 009

改修完了河川について備えるべき安全性としては、一般に施行されてきた治水事業の過程における過渡的な安全性をもって足りる。

009 解答：誤り

改修完了河川については、過渡的な安全性では足りず、改修・整備がされた段階において想定された洪水から、当時の防災技術の水準に照らして通常予測し、かつ、回避し得る水害を未然に防止するに足りる安全性を備えるべきであるとした。(Ⅱ－246)

問題 010

堰(せき)などの許可工作物の存在する河川部分における河川の管理において、当該工作物又はこれと接続する河川管理施設のみを改修し、整備する場合においても、財政的、技術的及び社会的制約が当該河川管理の瑕疵の有無において考慮すべきである。

010 解答：誤り

そのような制約はあるが、その程度は、広範囲にわたる河川流域に及ぶ河川管理施設を改修し、整備する場合におけるそれと比較して、通常は、相当に小さいと判示した。(Ⅱ－246)

問題 011

点字ブロック等のように、新たに開発された視力障害者の安全設備を駅のホームに設置しなかったことをもって当該駅のホームが通常有すべき安全性を欠くか否かを判断するに当たっては、その安全設備としての普及度や当該駅のホームにおける視力障害者の利用度、視力障害者の事故の発生の危険性の程度、右安全設備を設置する必要性の程度、右安全設備の設置の困難性の有無等の諸般の事情を総合考慮することを要する。

011 解答：妥当である。(Ⅱ－247)

問題 012

国家賠償法2条1項にいう「公の営造物の設置又は管理に瑕疵」があるとは、公の営造物が通常有すべき安全性を欠いていることをいい、本来の用法に限定されるものではなく、通常予測し得ない用法まで含めて判断すべきである。

012 解答：誤り

幼児がいかなる行動に出ても不測の結果が生じないようにせよというのは、設置管理者に不能を強いるものであり、通常予測し得ない異常な方法で使用しないという注意義務は、利用者である一般市民の側が負うのが当然であるとした。(Ⅱ－248)

問題 013

国家賠償法 2 条 1 項の営造物の設置又は管理の瑕疵とは、営造物が有すべき安全性を欠いている状態をいい、その安全性の欠如とは、その営造物が供用目的に沿って利用されることとの関連において危害を生ぜしめる危険性がある場合をも含むが、その危害は、営造物の利用者に対してのものであり、利用者以外の第三者に対するそれをも含むものと解することはできない。

013 解答：誤り

第三者に対するものも含むとした。(Ⅱ - 2 4 9)

問題 014

住民が空港の存在によって受ける利益とこれによって被る被害との間には、後者の増大に必然的に前者の増大が伴うというような関係が成り立つのであり、空港の周辺住民という限られた一部少数者の特別の犠牲の上でのみ公共的利益が実現されるという不公平が存在するとまではいえない。

014 解答：誤り

後者の増大に必然的に前者の増大が伴うというような関係が成り立たないのは明らかで、空港の周辺住民という限られた一部少数者の特別の犠牲の上でのみ公共的利益が実現されるのであり、そこに看過することのできない不公平が存することを否定できないとした。

(Ⅱ－249)